

第2章

労働力調達と労働契約

はじめに

ガーナのココア生産において最も重要な生産要素は、土地と労働である。以下本章では調査した3カ村におけるココア生産の実態を労働に焦点を当てて分析し、続く次章では土地について検討する。本章第1節ではまず、ココア生産に必要な労働の内容を農事暦に沿って記述し、それぞれの農作業にどのような労働力が使用されているかを、実態調査から得られたデータをもとに分析する。次にガーナのココア生産における重要な契約関係の一つである分益小作制度⁽¹⁾をとりあげ、その実態とこの契約の意味について論じる。

小農生産における労働力利用の研究においては、新古典派経済学はこれを主に資源配分および生産の効率性の点から明らかにしようとし、他方マルクシスト政治経済学はこの労働力に関する関係を資本家層による余剰労働力の領有・収奪の一形態としてとらえてきた。世界各地にさまざまな形態で存在する分益小作制度の分析に際しても、両者の視点は基本的に変わっていない⁽²⁾。本章では、それぞれのアプローチの有効性を部分的には認めつつも、「効率性」や「階級」の議論にとらわれずにガーナのココア生産における労働力利用の実態を明らかにするとともに、個々の農民のさまざまな社会的状況が労働力へのアクセスをどう規定しているのかをみていく。そのためにもまず第1節では、ココア生産に必要な労働力の調達方法を、ジェンダー、年齢、婚姻などに注目しながら明らかにする。また第2節では、ココア生産にお

る分益小作制度を詳しく分析し、この制度が地主・小作両者の事情に合致した多様な形態をとりながら、個人のライフサイクルや社会経済状況の変化にも対応しうる、社会的な重要性をもっていることを示していく。

第1節 農作業の内容と労働力源

調査した3カ村の1年の気候変化は、乾季（12月～3月）と雨季（4月～11月）に大別できる。雨季のうち7月～8月は比較的雨量が少なく、小乾季とも呼べる時期である。以下では圃場の新規造成からココアの収穫までの農作業のサイクルを、1年の季節変化に対応させながら記述する（図2-1）。

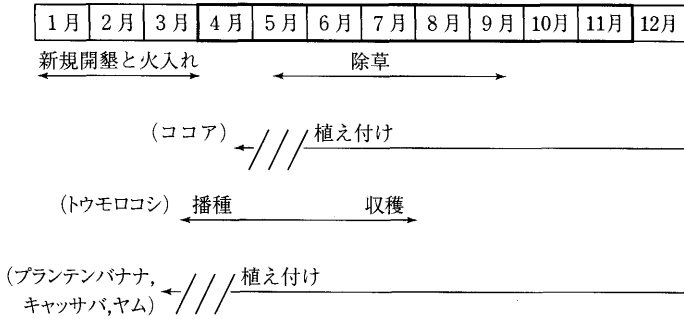
1. 農作業の内容

新規に圃場の造成を行う農民は、乾季の間に造成予定地の伐採作業を行う。これは下草を刈る作業と樹木の伐採作業からなり、この作業はすべての農作業のなかで最も重労働である。通常は造成予定地に立っている大木は伐採せずにそのまま残し、中程度の樹木のみが伐採される。伐採はほとんどが人力のみによって行われるが、チェーンソーを保持する木材会社などに、伐採を有料で依頼する農民も少数だが存在する。伐採された下草や樹木はその場に放置され、火入れを行う前に十分乾燥させる。

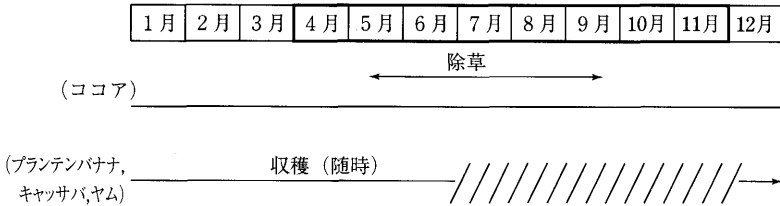
伐採作業が終わった後の火入れは、乾季が終わる前の1月～3月頃に行われる。この時期に行われる火入れは、ときに他の耕地まで延焼して農作物に大きな被害をもたらす危険がある。そのため政府はそのような延焼被害を抑えるために、各村の農民の一部をトレーニングして、安全な火入れ作業の指導を行っている場合もある。調査した3カ村のなかでは、ナグレ村にこのような指導がなされており、各農民が行う火入れ作業は、トレーニングを受けた農民たちと共同で行わなくてはならないことになっている。

図2—1 農事暦

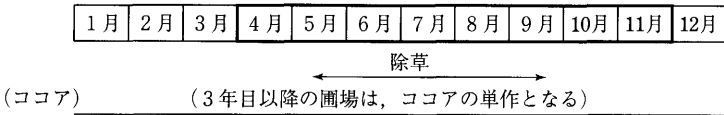
1年目



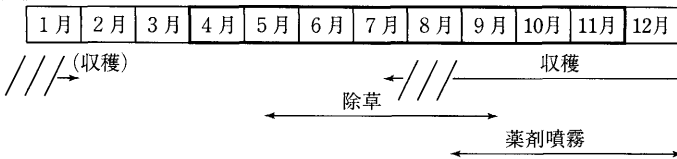
2年目



3年目



ココアの成長後



(注) 太線で囲まれた月は雨季を表す。また、農作業の開始・終了時期にばらつきがある場合は斜線で示す。

(出所) 筆者作成。

火入れが終わった後は、焼け残った木などを整理して圃場を整地するアパム (*apam*) と呼ばれる作業が行われる。アパムが行われるのも、1月～3月頃である。この作業が終了した後は、雨の降り具合を勘案しながら食糧作物を植栽していくことになる。どの種類の作物を植栽するか、どのような順番で植栽するかについては、農民個々人の判断や土地の状況によって異なり固定的なパターンはないが、多くの農民は雨季開始後最初にトウモロコシを植栽する。農民は通常、多くの種類の作物を混作している。

降雨量が安定してくる5月以降になると、すでに植栽してある食糧作物の間に、ココアが植栽される。この場合、ココアの種子を直接土中に埋めていく方法と、発芽後数週間経た幼木を移植する方法とがある。いずれの場合も、ココアはすでに食糧作物が植栽されている圃場内の食糧作物の間に植栽される。これはココアの若木がある程度成長するまでに、適度な日陰が必要なためである。食糧作物圃場のなかにココアを植栽しておけば、先に成長しているプランテンバナナやココヤムの葉が日陰を提供し、ココアの幼木を成長させるのに好都合となる。

雨量が多くなる5月以降は、圃場の除草作業が行われる。この作業は雨量の最も多い6月頃を中心に行われるが、その回数は農民によって年1回から4回程度まで幅がある。除草作業は、圃場の新規開墾作業と並んで最も労働力を要する農作業である。

食糧作物の収穫時期は、トウモロコシの場合は播種から早くて3カ月後、プランテンバナナは9～12カ月後、キャッサバは種類によって6～18カ月後と、かなり多様である。食糧作物を栽培している圃場にココアも植栽されている場合には、食糧作物の収穫後に同じ圃場での新たな食糧作物の植栽は行われぬ。したがってココア樹がある程度成長する3年目までには、その圃場での食糧作物はすべて収穫され、以後はココアの単作となる。

ココアの収穫が可能になるのは、通常植え付けから5年以上経過してからである。ココアの単作となった圃場での農作業は、圃場の管理と収穫作業のみとなり、これがココア樹が老齢化して収穫が落ちるまで（通常は新規植栽後

30～40年程度) つづく。ココア圃場の管理作業には、先に述べた除草作業と、薬剤噴霧作業がある。薬剤噴霧作業には背負子型の薬剤噴霧機を使用し、各人が薬剤を購入して行う。しかし噴霧機の保有率は非常に低く、また薬剤の価格の高さや入手の困難さなどもあって、薬剤噴霧作業を行わない農民も多い。

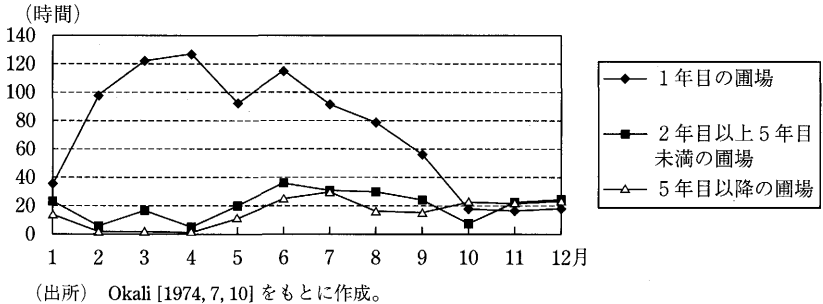
ココアの収穫作業は、ココアポッドを地上に落とし、落としたポッドを1カ所に集め、ポッドを割って中のココア豆を取り出し、それをバナナの葉にくるんで1週間程度発酵させ、発酵させたココアを乾燥場所に運搬して天日で乾燥し、乾燥済みのココアを買付け所まで運搬する、という一連の作業からなる。ココアの収穫は9月から12月頃までを中心に行われるが、これ以外の時期も少量の収穫がある。したがって収穫はかなりの長期にわたって行われるのであり、一連の収穫作業とココア買付け会社への販売も数回に分けて行われる。

このように圃場での食糧作物の生産およびココア生産のための農作業は、ココア樹の成長段階に応じて変化していく。そのサイクルは、(1)新規開墾作業(1年目)、(2)食糧作物の植栽とココアの植栽作業(1年目)、(3)食糧作物の収穫作業(1年目から2年目)、(4)ココア樹の管理および収穫作業(3年目以降)、の順で進行していく。通常農民は、上記のサイクルのうち異なる段階の圃場を複数耕作している。したがって、例えばココアがすでに成長した圃場で収穫作業を行いつつ、別の圃場では食糧作物の収穫を行うというように、ココア生産のための農作業と食糧作物生産のための農作業は並行的に行われる。

これら一連の農作業はほとんどが人力のみで行われ、機械が使用されるのは、成長したココア圃場での薬剤噴霧のみである。他の農業機械の使用については、少数の農民が未開墾地の伐採にチェーンソーを使用することがある程度で、その他の作業は山刀、鋤などを使用してすべて人力で行う。一連の収穫作業においても、発酵や乾燥などに機械は使用されていない。

オカリ (Okali [1974]) は、上記のような農作業全体の、単位面積当たりの

図2-2 1エーカー当たりの月別労働投入量



労働投入量を通年のサーベイによって明らかにしている。彼女は、圃場をココア樹の成長段階に応じて、(1)1年目の圃場、(2)2年目から5年目未満までの圃場、(3)5年目以降の(ココアが収穫可能な)圃場、に3分類し、それぞれにおける1エーカー当たりの労働投入時間を調査した(図2-2)。図から明らかのように、1年目の圃場における労働投入量は、2年目以降の圃場に比べてはるかに大きい。そのなかでも2月から8月にかけての労働投入量が大きく、この時期に行われる未開墾地の新規開墾、播種・植え付け、除草などにおける労働投入量が全体を通じて最も大きいことがわかる。これが2年以上5年目未満の圃場になると、除草作業が行われる6月から9月頃にかけてが労働投入量が多い時期となり、5年目以降のココア圃場においては除草作業が行われる時期(6月から9月)に加えて、収穫作業が行われる9月から12月にかけても労働投入量がやや多くなっている。

すでに述べたように、農民は通常ココア樹の成長段階が異なる複数の圃場を保有し、それぞれの圃場で並行的に農作業を行っている。このような場合、個々の農民がココア圃場の成長サイクルのどの段階のココア圃場を多くもっているかによって、季節ごとに必要な労働力の量も異なる。新規開墾中の圃場や新規開墾して間もない圃場を多く有する農民にとっては、2月から8月までの新規開墾から除草作業に至るまでの労働力需要が多く、一方収穫可能なココア樹が少ないことから9月から12月のココア収穫の時期は相対的に農閑期となる。逆に、成長したココア圃場の面積が大きい場合には、ココア収

穫時期の労働力需要が増加することになる。

2. 労働力源

ココア生産に使用される労働力は、家族労働力、雇用労働力、労働交換による共同労働の、3種類に大別できる⁽³⁾。以下ではこれらの労働力について詳しく述べ、各農作業でどのような労働力が使われているかについてみていく。

調査した3カ村において、ココア生産のための農作業で最も重要な労働力は、妻、夫、子供、などの家族労働力である。これらの労働力は、農作業全般に使用される。同母キョウダイ、姉妹の子⁽⁴⁾などの母系出自集団のメンバーは、親族であるにもかかわらず労働力源としての重要性が低い。伝統的な母系相続の相続権を有するこれらの親族は、実際の農作業でほとんど貢献していないのである。この事実は、土地権利の贈与・相続に際して父から子あるいは夫から妻へのラインでの土地移譲が多いこと（第3章参照）と、密接に関連していると考えられる。

農業雇用労働力には、日雇い労働者、請負い労働者、年契約労働者の3種類がある。日割りで賃金が支払われる日雇い労働者と、労働の内容に応じて支払われる金額が決められる請負い労働者は、新規の開墾作業や除草作業などを中心にあらゆる農作業で使用される。日雇い労働者の賃金にはその地域における相場が存在し、同一村内における同じ労働であれば賃金は一定であることが多い⁽⁵⁾。請負い労働の場合は、労働の内容に応じて雇用者と農業雇用労働者の間の交渉によって支払い額が決まる。ただしこの場合でも、例えば一定面積の伐採・除草作業などに応じてある程度の相場が存在しており、その面積は土着の距離単位である「アハマ」(*ahama*⁽⁶⁾、ロープの意)で測られる。日雇い労働と請負い労働に対する需要は、圃場の開墾作業や除草作業などの季節的な農作業の必要性に応じて変化する。

年契約労働は半年または1年単位で支払われる金額が決まる労働契約で、

年契約労働者は雇用者の求めに応じてあらゆる農作業を行う。この契約では、雇用者が年契約労働者の宿泊場所、衣類、農具、病気の際の治療費などを提供する。年契約労働者側はこの契約を、賃金が低く⁽⁷⁾、後に述べる分益小作契約と違って自分の耕作地がもてないなどの理由から、条件の悪い契約と考えている。そのためこの契約が長年続くことはまれで、年契約労働者は数年のうちに分益小作契約を望む地主をみつけて、より条件のよい分益小作契約に移行していく。調査した3カ村では、年契約労働者はナゴレ村に4例みられただけで、他の2カ村では全くみられなかった⁽⁸⁾。

この年契約労働は相対的に条件の悪い労働契約ではあるが、新たに移住してきた移住民には都合のよい条件を提供している。村に身寄りも土地もなく、したがって土地へのアクセスを得るすべのない新移住民は、宿泊場所などの基本的な生活が保証されるこの年契約労働によって最初の生活の基盤を得ることができる。そして年契約労働に従事しながら、新たに分益小作などの契約の機会をつかんで、より条件のよい契約関係に移行していくことが可能になるのである。

家族以外の労働力を賃金報酬を支払わずに調達する方法に、共同労働がある。共同労働において提供された労働力に対しては賃金の支払いはなく、食事や酒の提供または労働力の提供によって返済される（労働に対する返済が全くない場合もある）。ココア生産における共同労働には2種類あり、両者は使用される農作業や労働交換の質的な面で異なる。

第1のタイプの共同労働は、ココアのポッドを割って中身を取り出す作業、および発酵済みココアを乾燥場所に運搬する作業に主に使用されるものである（以下ではこれを「収穫共同労働」と呼ぶ）。ココアのポッドを割って中身を取り出す際に行われる共同労働は通常1日以内に終了し、労働提供を受けた者は参加者に食事や酒を提供する（賃金は支払われない）。発酵済みココアを運搬する作業は半日以内に終了し、この共同労働では食事や酒の提供は行われない。この二つの労働はいずれも軽労働であるが、短期間に多くの人手を要する内容のものである。収穫共同労働においては参加者の間に明確な「メ

メンバーシップ」の意識はなく、共同労働に参加する人数も収穫されるココアの量に依じて5人から30人程度までかなりの差がある。また労働供与を受けた者は将来必ず等価の労働提供を相手に対して行う、という義務は必ずしもない。したがってこの収穫共同労働は、非常に緩やかな組織原理をもった「助け合い」的な性質をもつといえる。

第2のタイプは、ンノボア (*nnoboa*) と呼ばれる共同労働で、こちらの方は明確なメンバーシップにもとづくグループが組織され、その構成員の間でのみ労働交換が行われる。メンバー間での労働交換は、等価の労働力を交換するという原則にもとづいており、自分の圃場で労働供与を受けた場合は、必ず同じ量の労働を次回に他のメンバーの圃場で返還しなくてはならない⁽⁹⁾。ンノボア共同労働グループの構成員の数は、通常2人から5人である。労働に対する賃報酬は支払われないが、食事の提供は行われることもある。

ンノボア共同労働グループの構成員には、ジェンダーと年齢にそった偏りがみられる。まずこの共同労働グループが男女混合の構成員をもつことはきわめてまれで、通常は男性は男性同士、女性は女性同士のグループが形成される。これはこの共同労働が構成員間の等価な労働力交換が前提となっているため、男女混成のメンバー構成になると個々の労働力の質に差違が生じて、交換の平等性が保てなくなるためであると考えられる。3カ村のなかで男女混合の構成員をもつンノボア共同労働グループは1例だけあったが、このグループのメンバーはいずれも親族同士であった。したがってこの事例は、労働の等価な交換よりもメンバーである親族間の相互扶助が重視される、例外的なケースと理解することができる。また構成員の年齢についてみると、ンノボア共同労働は比較的若い農民層により利用される傾向がある(表2-1)。これは妻や成人した子などの家族労働力を使用することができず、かつ農業雇用労働力を使う財力もない若年層が、不足する労働力を補うためにンノボア共同労働を利用する傾向があることを示唆している。このようなジェンダーと年齢による偏りが観察される一方で、構成員が同じエスニックグループで構成されるというような、エスニックな面での偏りは見いだされなかつ

表2-1 シノボア共同労働グループの構成員の年齢別、男女別分布
ベボアセ村 (単位：人)

年齢	～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳～	計
男	12	3	1	1	17
女	0	0	0	0	0
計	12	3	1	1	17

ナゴレ村 (単位：人)

年齢	～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳～	計
男	15	13	6	8	42
女	5	6	3	1	15
計	20	19	9	9	57

ジャハ村 (単位：人)

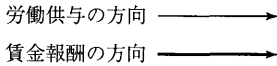
年齢	～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳～	計
男	18	15	10	6	49
女	4	2	0	0	6
計	22	17	10	6	55

(出所) 筆者作成。

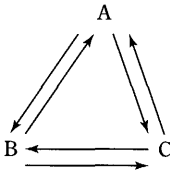
た。

シノボア共同労働の本来の機能は、自分の圃場で不足している労働力を労働交換によって補うことである。したがってシノボア共同労働は、雇用労働力を使用する財力のない農民同士の相互扶助的な役割を果たしているといえる。しかし一方では、シノボア共同労働グループのメンバーの一部がシノボアによってグループ化した労働力を、自分の圃場ではなく他人の圃場での農業雇用労働に使用して賃金を得る、ということも行われている(事例2-1、図2-3)。この場合そのメンバーが他のメンバーの圃場で提供した労働力は、労働力で返還されるのではなく現金として返還される(図2-3の2)。したがってシノボア共同労働には、資金力をもたない農民層が自分の圃場で必要な労働力をメンバー間の労働交換を通じて無料で調達するという本来の機能

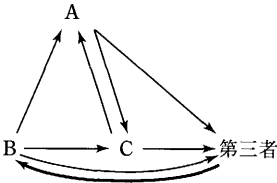
図2-3 ノボア共同労働の諸形態



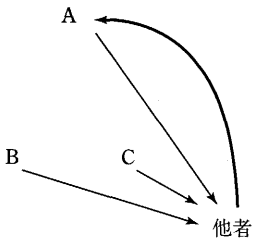
- (1) 本来のノボア共同労働：
グループメンバー (A, B, C) は、互いの圃場で無償の労働供与を行う。



- (2) メンバーの一部が現金稼得を行うノボア共同労働グループ（事例2-1）：
メンバーの一人は、自分の圃場で労働供与を受けず、第三者の圃場での農作業にノボア共同労働グループを使用し、その報酬（現金）を受け取る。



- (3) グループ全体が現金稼得を目的としているノボア（事例2-2）：
他人の圃場での労働にノボア共同労働の労働力を使い、その報酬（現金）をメンバーの一人が受け取る。報酬を受け取るメンバーは順に交代する。



(出所) 筆者作成。

表2—2 賃金稼得の機能をもつノボアグループの割合

	ノボア グループ総数	賃報酬の稼得機能をもつ グループの割合 (%)
ベボアセ村	7	29
ナゴレ村	26	58
ジャハ村	26	23
計	59	39

(注) 上記表は、グループ構成員のなかに自分の耕作地をもっていない人物が含まれている（すなわちその人物はノボアを賃報酬稼得のために使用している）ことから推計したものである。聞き取りの際に使用した質問票には、「ノボアグループに賃報酬の稼得機能があるかどうか」の質問は含まれていなかった。そのためメンバー全員が耕作地をもっているノボアグループを賃報酬の稼得に使用する事例が他にも存在していたかもしれない。したがって、上記のパーセンテージは、実態よりもいくぶん低い数字となっている可能性がある。

(出所) 筆者作成。

に加え、グループの労働力を使うことによって現金収入の機会を得るという機能も共存している¹⁰⁾。さらに、グループの労働力をメンバーの圃場での労働には一切使わず、賃報酬のみを目的としているノボアグループもある¹¹⁾。表2—2にみるように、各村とも少なからぬ数のノボアグループが、上記のような賃報酬の稼得機能を一部備えている。

上述した家族労働力、雇用労働力、労働交換による共同労働が、個別の農作業のなかでどのように使用されているかを示したのが、表2—3～表2—5である。全体として、農民本人を含む家族労働力（妻、夫、子供）があらゆる農作業に使用されており、家族労働力がココア生産における労働力源の中心的位置にあると推定される¹²⁾。これを補う農業雇用労働力（主に日雇い労働者、請負い労働者）は、重労働である新規の圃場の造成作業および圃場の除草作業などによく使用される傾向がある。またノボア共同労働も、同様の作業に最も頻繁に使用されている。一方収穫共同労働は、ココアのポッドを

表2—3 農作業別労働力源 (ベボアセ村)

(%)

労働力源	新規開墾地の 下草刈り			倒 木			火 入 れ			農地 整地			ココア 植栽		
	M	F	計	M	F	計	M	F	計	M	F	計	M	F	計
N (サンプル数) =	53	32	85	52	31	83	53	32	85	52	32	84	39	28	67
自身	70	41	59	65	19	48	92	22	66	83	72	79	100	86	94
妻	0	-	0	0	-	0	2	-	1	12	-	7	44	-	25
夫	-	31	12	-	35	13	-	50	19	-	34	13	-	39	16
兄弟姉妹	0	9	4	0	13	5	0	9	4	0	6	2	0	4	1
子供	4	9	6	2	13	6	4	22	11	10	19	13	28	29	28
請負い労働者	19	56	33	37	29	34	0	13	5	8	16	11	8	0	4
日雇い労働者	17	25	20	6	10	7	2	0	1	10	16	12	3	4	3
ンボア共同労働	26	0	16	8	0	5	8	0	5	12	0	7	5	0	3
収穫共同労働	2	3	2	2	0	1	2	3	2	2	0	1	0	4	1
年契約労働者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	3	4	3

労働力源	食糧作物植栽			除 草			食糧作物収穫			薬 剤 噴 霧			ココアポッド を落とす		
	M	F	計	M	F	計	M	F	計	M	F	計	M	F	計
N =	53	32	85	52	32	84	53	32	85	30	15	45	34	16	50
自身	100	97	99	83	78	81	91	100	94	80	40	67	88	38	72
妻	45	-	28	40	-	25	51	-	32	53	-	36	53	-	36
夫	-	22	8	-	25	10	-	16	6	-	27	9	-	19	6
兄弟姉妹	0	3	1	0	6	2	0	3	1	17	7	13	3	6	4
子供	30	44	35	27	25	26	30	41	34	43	53	47	35	38	36
請負い労働者	4	0	2	13	19	15	4	3	4	0	13	4	3	13	6
日雇い労働者	2	0	1	17	19	18	2	0	1	13	0	9	12	6	10
ンボア共同労働	2	0	1	31	0	19	2	0	1	0	0	0	6	0	4
収穫共同労働	2	0	1	0	0	0	2	0	1	10	0	7	3	6	4
年契約労働者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	3	1	0	0	0	0	3	1	3	0	2	0	6	2

労働力源	ココアポッド を集める			ポッドを割って 中身を取り出す			発酵済みココ アの運搬			乾 燥			買付け所への ココア運搬		
	M	F	計	M	F	計	M	F	計	M	F	計	M	F	計
自身	NA	NA	NA	34	16	50	34	16	50	34	16	50	34	16	50
妻	NA	NA	NA	6	-	4	38	-	26	68	-	46	47	-	32
夫	NA	NA	NA	-	31	10	-	6	2	-	19	6	-	6	2
兄弟姉妹	NA	NA	NA	0	0	0	6	6	6	3	13	6	3	13	6
子供	NA	NA	NA	9	31	16	29	50	36	47	38	44	38	31	36
請負い労働者	NA	NA	NA	0	0	0	3	0	2	0	0	0	26	0	18
日雇い労働者	NA	NA	NA	0	6	2	3	0	2	0	0	0	0	0	0
ンボア共同労働	NA	NA	NA	3	0	2	3	0	2	0	0	0	0	0	0
収穫共同労働	NA	NA	NA	85	56	76	59	25	48	0	0	0	3	0	2
年契約労働者	NA	NA	NA	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	NA	NA	NA	3	6	4	3	6	4	0	6	2	0	6	2

(注) Mは男性農民, Fは女性農民を示す。

表で例えば、自己の圃場の新規開墾のための下草刈りに際しては、聞き取りができた32人の女性農民のうち、31%が夫の労働力を使用していたことを示している。ただし具体的な労働投入時間については、調査していない。また、ある農作業に際して複数の労働力源を使用する(例えば除草作業は、自分と夫と子供がするというような)ことが多いため、タテの合計は100%にならない。

(出所) 筆者作成。

表2—4 農作業別労働力源 (ナゴレ村)

(%)

労働力源	新規開墾地の 下草刈り			倒 木			火 入 れ			農 地 整 地			ココア植栽		
	M	F	計	M	F	計	M	F	計	M	F	計	M	F	計
N (サンプル数) =	88	60	148	88	56	144	88	60	148	88	58	146	81	57	138
自身	73	10	47	72	5	46	72	17	49	81	26	59	99	95	97
妻	2	-	1	1	-	1	2	-	1	7	-	4	54	-	32
夫	-	23	9	-	27	10	-	35	14	-	33	13	-	28	12
兄弟姉妹	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	2	2	2
子供	2	12	6	0	11	4	6	17	10	9	17	12	23	16	20
請負い労働者	14	22	17	27	30	28	17	17	17	13	12	12	0	2	1
日雇い労働者	28	33	30	14	25	18	1	3	2	23	29	25	10	9	9
ンノボア共同労働	11	0	7	1	0	1	3	0	2	7	0	4	1	0	1
収穫共同労働	1	8	4	0	4	1	6	13	9	0	0	0	1	0	1
年契約労働者	1	2	1	1	2	1	1	3	2	2	3	3	2	2	2
その他	2	5	3	0	0	0	0	3	1	0	2	1	1	4	2

労働力源	食糧作物植栽			除 草			食糧作物収穫			薬 剤 噴 霧			ココアボッド を落とす		
	M	F	計	M	F	計	M	F	計	M	F	計	M	F	計
N =	88	59	147	88	60	148	87	59	146	48	24	72	71	36	107
自身	94	97	95	89	78	84	94	83	90	65	13	47	75	31	60
妻	65	-	39	44	-	26	57	-	34	31	-	21	21	-	14
夫	-	22	9	-	20	8	-	19	8	-	33	11	-	33	11
兄弟姉妹	3	2	3	0	2	1	3	2	3	6	4	6	3	3	3
子供	26	24	25	19	17	18	28	24	26	17	17	17	11	17	13
請負い労働者	1	2	1	6	7	6	5	3	4	17	21	18	1	6	3
日雇い労働者	2	3	3	23	30	26	5	2	3	15	13	14	3	17	7
ンノボア共同労働	0	0	0	16	8	13	1	0	1	0	0	0	4	0	3
収穫共同労働	0	0	0	0	0	0	2	5	3	0	4	1	0	0	0
年契約労働者	0	0	0	1	3	2	0	2	1	0	0	0	3	0	2
その他	1	2	1	1	2	1	3	3	3	4	0	3	0	0	0

労働力源	ココアボッド を集める			ボッドを割って 中身を取り出す			発酵済みココ アの運搬			乾 燥			買付け所への ココア運搬		
	M	F	計	M	F	計	M	F	計	M	F	計	M	F	計
N =	71	36	107	71	36	107	71	36	107	71	36	107	71	36	107
自身	54	58	55	6	19	10	4	14	7	80	69	77	41	14	32
妻	42	-	28	1	-	1	4	-	3	18	-	12	7	-	5
夫	-	11	4	-	6	2	-	6	2	-	33	11	-	11	4
兄弟姉妹	3	6	4	0	3	1	0	0	0	0	3	1	1	3	2
子供	20	28	22	1	11	5	4	11	7	7	14	9	10	22	14
請負い労働者	3	6	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	2
日雇い労働者	21	11	18	0	0	0	0	3	1	0	0	0	1	0	1
ンノボア共同労働	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0	1	0	1
収穫共同労働	4	3	4	87	67	80	89	69	82	0	0	0	31	36	33
年契約労働者	3	0	2	0	0	0	0	3	1	3	0	2	3	0	2
その他	1	3	2	0	0	0	0	0	0	1	0	1	7	3	6

(注) 表2—3に同じ。

(出所) 筆者作成。

表2-5 農作業別労働力源 (ジャハ村)

(%)

労働力源	新規開墾地の 下草刈り			倒 木			火 入 れ			農地整地			ココア植栽		
	M	F	計	M	F	計	M	F	計	M	F	計	M	F	計
N (サンプル数) =	126	105	231	121	82	203	125	101	226	117	84	201	113	72	185
自身	70	29	51	69	21	49	94	28	64	92	67	82	93	89	91
妻	15	-	8	2	-	1	6	-	4	33	-	19	50	-	31
夫	-	34	16	-	49	20	-	48	21	-	36	15	-	33	13
兄弟姉妹	7	2	5	6	2	4	6	3	4	7	0	4	7	0	4
子供	6	11	8	2	10	5	3	14	8	6	14	9	16	19	17
請負い労働者	33	40	36	30	23	27	2	5	3	3	11	6	1	0	1
日雇い労働者	2	0	1	2	0	1	1	0	0	3	2	3	3	0	2
ンノボア共同労働	13	1	8	6	1	4	1	0	0	3	0	2	4	0	2
収穫共同労働	2	6	3	1	6	3	1	6	3	1	0	0	1	1	1
年契約労働者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	3	3	3	2	0	1	2	7	4	2	4	2	4	7	5

労働力源	食糧作物植栽			除 草			食糧作物収穫			薬 剤 噴 霧			ココアポッド を落とす		
	M	F	計	M	F	計	M	F	計	M	F	計	M	F	計
N =	125	105	230	126	106	232	126	105	231	90	44	134	98	50	148
自身	97	95	96	88	85	87	87	91	89	82	14	60	89	30	69
妻	66	-	36	56	-	31	67	-	36	44	-	30	42	-	28
夫	-	17	8	-	22	10	-	11	5	-	55	18	-	50	17
兄弟姉妹	10	1	6	7	0	4	5	1	3	9	7	8	7	2	5
子供	20	12	17	17	15	16	21	17	19	24	23	24	26	28	26
請負い労働者	0	1	0	15	11	13	1	1	1	9	7	8	10	2	7
日雇い労働者	2	2	2	7	3	5	1	0	0	3	0	2	3	2	3
ンノボア共同労働	4	0	2	15	2	9	2	0	1	2	0	1	3	0	2
収穫共同労働	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	2	2	0	2	1
年契約労働者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	5	5	5	2	3	3	5	4	4	9	7	8	3	4	3

労働力源	ココアポッド を集める			ポッドを割って 中身を取り出す			発酵済みココ アの運搬			乾 燥			買付け所への ココア運搬		
	M	F	計	M	F	計	M	F	計	M	F	計	M	F	計
N =	98	50	148	98	50	148	98	50	148	98	50	148	98	49	147
自身	73	72	73	24	52	34	28	50	35	90	66	82	56	41	51
妻	64	-	43	16	-	11	20	-	14	40	-	26	26	-	17
夫	-	12	4	-	26	9	-	20	7	-	30	10	-	18	6
兄弟姉妹	8	2	6	2	2	2	2	6	3	4	2	3	4	0	3
子供	30	40	33	11	34	19	12	28	18	19	20	20	29	43	33
請負い労働者	9	8	9	4	0	3	4	0	3	0	0	0	14	10	13
日雇い労働者	5	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ンノボア共同労働	3	0	2	3	0	2	3	0	2	0	0	0	3	0	2
収穫共同労働	5	6	5	70	36	59	61	40	54	2	0	1	8	0	5
年契約労働者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	4	4	4	5	6	5	4	8	5	1	6	3	5	10	7

(注) 表2-3に同じ。

(出所) 筆者作成。

割って中身を取り出す作業と、発酵済みのココアを乾燥場所に運搬する作業において頻繁に使用されている。

表2—3～表2—5から明らかなように、全体として、農作業ごとの性別分業はそれほど明確ではない。男女ともすべての農作業を行っており、排他的で明確な性別分業は観察されない。しかし、特定の農作業を行うのが男女どちらかにやや偏っている例はある。例えば新規開墾地の下草刈り・倒木、火入れ、ココア圃場の薬剤散布、ココアポッドを落とす作業は、男性農民の方が自分自身で行う傾向が強い。他方、女性農民はその傾向が相対的に少なく、これらの農作業に夫や子の労働力を使用する傾向がある。とくに重労働である圃場の新規開墾作業については、離婚・別居・死別などで夫や成長した子の労働力にアクセスのない女性農民は、これを農業雇用労働力によって補う傾向がある。

個々の農民の家族労働力に対する権利は、ジェンダーや年齢および婚姻関係によって異なる。例えば夫や成長した子のいない女性農民は家族労働力にアクセスできず、したがって不足する労働力は農業雇用労働力や小作の労働力で補わなければならない(第4章第3節参照)。また若年層の未婚の農民が使用できる労働力は自分自身の労働力のみで、親の労働力にはアクセスできない。また若年層の農民は、農業雇用労働力を使用するために必要な資金も通常もちあわせていない。したがって不足する労働力をノボア共同労働などで調達する傾向が強い(表2—1)。一方既婚の男女は、配偶者の労働力および子の労働力にアクセスすることができる。しかし夫、妻、子らがそれぞれ独立した圃場を保有して耕作しているような場合、夫は必ずしも妻と子の労働力を自由に使用できるわけではなく、個々人の自発的な労働相互供与によって不足する労働力を補っているという側面が強い。ただし妻や子が独立した圃場を保有せずに、戸主である夫や父の圃場からの収入に経済的に依存している場合、その戸主は妻や子の労働力に対してより強い決定権を有している(第4章参照)。

以上本節では、ココア生産における農作業の内容を概観し、そこで使用さ

れる家族労働力、農業雇用労働力、共同労働力の特徴を明らかにしてきた。次節では、ココア生産において頻繁に採用されている分益小作契約に注目して、この契約における労働力と土地権利についての諸特徴を詳述する。

第2節 分益小作

1. 分益小作の内容

ガーナにおける分益小作は、先行研究では「アブサ」(*abusa*、「3分割」の意)あるいは「アブヌ」(*abunu*、「2分割」の意)の名称で一括して取り扱われることが多かった⁹³。しかし筆者が行った調査から、三つの調査村で実際に行われている分益小作契約の内容は非常に多様で、これらを一つのカテゴリーとして扱うには無理があることが判明した。以下ではこれまで一括して扱われることが多かったココア生産における分益小作契約を、その内容に応じて「管理・分益契約」と「造成・分割契約」に大別し、それぞれの契約内容とその特徴を明らかにしていく⁹⁴。同時にこれらの契約が地主と小作の双方にどのようなメリットをもたらしているのか、なぜこの契約が定額小作制度や固定賃金制度よりも選好されるのかについて考察する。

(1) 管理・分益契約

管理・分益契約は、すでにココア樹が成長した圃場を保有する地主が、小作にその圃場の管理・収穫作業を行わせ、収穫されたココアからの収入を両者で分割する契約である(事例2-3)。地主・小作間での分割の割合は、3分割して地主側が3分の2をとる方式(アブサ)が最も一般的である。しかし契約者間の関係によって分割の割合が異なる場合もあり、親族間や夫婦間の契約では両者で等分する方式もみられる。

この契約で小作が行う労働は、ココア圃場の管理(主に除草と薬剤噴霧)と

表2—6 管理・分益契約の継続年数（地片数）

継続年数	継続年数											計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年以上	不明	
ペポアセ村	3	3	1	4	4	3	1	0	0	11	0	30
ナゴレ村	10	9	13	6	7	10	1	2	0	13	2	73
ジャハ村	6	8	2	11	6	2	0	1	1	6	0	43
計	19	20	16	21	17	15	2	3	1	30	2	146

(注) 同じ圃場に2人の小作がいて共同で作業している場合は、継続年数の長い方を表に含めた。

(出所) 筆者作成。

一連の収穫作業である。小作がこれらの作業のために日雇い労働者や請け負い労働者を雇用した場合、その費用は小作の負担となる。農具や薬剤などを購入するための費用については、地主が一部または全部を負担することが多いが、費用負担の割合についての一定の傾向はない。この契約では、地主自身が自作農で圃場の近くに居住していることが多い。その場合、除草および薬剤噴霧の時期や回数などの農作業に関する決定は、すべて地主が行う。また収穫後のココアの販売に関する選択（どの会社に販売するか、支払い方法を現金にするか小切手にするかなど）も、すべて地主が行う。小作はココアの販売記録帳を保有せず、販売記録はすべて地主の記録帳に記入される。この契約の期間は定まっておらず、通常地主または小作のいずれかが契約終了を申し出るまで継続する。調査時点に行われていた契約の多くは、契約開始後6年以下のものであった。その一方で、10年以上契約が継続している事例も21%ある（表2—6）。小作本人が死亡した場合には契約はそこで終了となり、契約が親族などに受け継がれることはほとんどない。また、契約に際して契約書が交わされることもない。

(2) 造成・分割契約

造成・分割契約では、未開墾地を保有する地主が小作と契約してその未開墾地での圃場の造成、造成したココア圃場の管理作業、および収穫作業など、

すべての農作業を行わせる。そして地主はその見返りとして、収穫時の収益、ココア樹、あるいは土地などを一定割合で小作と分割する。地主は農作業をいっさい行わず、農作業に関する決定は主に小作側が行い、圃場の造成・管理にかかる費用もすべて小作の負担となる⁶⁵⁾。収穫後のココアの販売に関する決定に関しても小作の独立度は高く、ほとんどの小作が自身の販売記録帳を保有して販売に関する決定を自ら行っている。造成・分割契約においては、契約の内容を記した契約書が作成されることも多い。

造成・分割契約で地主と小作が何を分割するかについては、3通りのバリエーションがある。第1は収穫物であるココアまたはその売却金（以下単に「収益」と略す）を分割する方法である（事例2-4）。第2は、ココア圃場造成後の一定期間が経過した後に圃場に線引きをして、成長したココア樹を分割する方法である（事例2-5）。第3は、同じくココア圃場造成後に、土地保有権を分割する方法である（事例2-6）。「ココア樹」の分割では土地自体は地主の保有のままであり、将来ココア樹が枯れたりしてココアの収穫がなくなった場合には、小作はその土地での用益権を失う。他方「土地」の分割の場合は、一定期間後に土地の保有権が小作側に移譲される。ココア樹や土地保有権を分割する契約の場合、圃場の造成を開始してから実際にココア樹または土地保有権を分割するまでの期間は個々の契約によってさまざま、数年から30年あまりまでと幅が広い。またこれらの二つの契約で実際にココア樹や土地保有権の分割が行われるまでにココア圃場から得られた収益は、両者が合意した割合で分割する⁶⁶⁾。

造成・分割契約で地主と小作が何を分割するのか、ココア樹や土地保有権を分割する場合はいつ分割するのかについては、造成開始時に明確に合意されているとはかぎらない。小作による圃場の造成がある程度進み、ココア樹も順調に成長しているのが確認されてから両者が詳しい内容の交渉に入る、という事例も多くみられる。この慣行により、最終的に何を分割するのかなどの契約内容を曖昧にしたまま、長期間にわたって収益のみの分割が継続される事例が多くなっている⁶⁷⁾。

表2-7 地主が契約している小作の数（事例数）

	1人	2人	3人	4人以上	計
ベボアセ村	9	2	0	1	12
ナゴレ村	21	8	2	1	32
ジャハ村	12	8	2	2	24
計	42	18	4	4	68

(出所) 筆者作成。

表2-8 小作が契約している地主の数（事例数）

	1人	2人	3人	4人以上	計
ベボアセ村	25	3	0	0	28
ナゴレ村	45	19	3	0	67
ジャハ村	61	31	6	4	102
計	131	53	9	4	197

(出所) 筆者作成。

造成・分割契約の内容に関するこのような曖昧さは、将来において地主・小作間での抗争が発生する可能性を高めている。最終的な契約の帰結について地主と小作の両者が異なる理解をしたままになっている場合（事例2-7）、両者間で何らかのトラブルが将来発生する可能性がある。またこのような契約の曖昧さの結果、地主本人が死亡したような場合に、地主の親族と小作との間で契約内容についての抗争が起こる可能性も大きくなっている⁸⁸。さらに、契約が地主によって一方的に破棄されたりするなどして、小作が行った労働が無駄になるような危険も皆無ではない（事例2-8）。

他方で造成・分割契約の最終的な帰結を曖昧にするこの慣行には、地主・小作双方が状況の変化に応じて契約内容を自己に有利に変化させることができるという柔軟性もある。例えば地主側は、小作の能力や土地の適・不適を確認してから契約内容を固めることができる。また後述するような小作によるココア収量の過少申告が顕著な場合、収益の分割からココア樹の分割に切

り替えて小作の「ごまかし」を防ぐこともできる。一方小作側にとっては、収益の分割を続けながら地主との交渉を継続することにより、最終的に土地保有権の分割の合意に持ち込める可能性もある。このように何を分割するかを曖昧にする造成・分割契約の慣行には、将来の抗争発生の可能性と、将来自己の有利な方向に契約内容を変えることができる柔軟性の、両面が内包されている。

地主・小作間での分割の割合は、両者間で等分する方式（アブヌ）が最も一般的である。しかしこの分割の割合は常に一定とはかぎらず、地域ごと、時代ごとに異なっている場合もある。ジャハ村で比較的古い時期に開始された造成・分割契約のうち収益を分割する契約では、等分割ではなく地主が3分の1をとる3分割方式の事例もある。古くから村にいる複数の農民の話によると、ジャハ村のあるアチムコトク（Akyem Kotoku）地域ではもともとこの3分割方式が一般的であったが、後年新しい地主たちが等分方式を持ち込み、現在は等分方式が主流になってきているという。ジャハ村近辺にあるアベナセを調査したフィールド（Field [1948, 75-76]）も、1950年以前は地主が収穫したココアの3分の1を取る3分割の方法が主流であったことを示唆している。またオレンヌ（Ollennu [1962, 81-82]）は、地主が未開墾地を小作に出す場合（本書でいう造成・分割契約）は地主が3分の1をとる3分割方式で、地主がすでに造成した圃場を小作に出す場合（本書でいう管理・分益契約）は、

表2-9 分益小作農の割合

	管理・分益契約		造成・分割契約	
	事例数	割合(%)	事例数	割合(%)
ベボアセ村 (N=87)	17	20	17	20
ナゴレ村 (N=152)	39	26	44	29
ジャハ村 (N=235)	23	10	127	54 ¹⁾
計 (N=474)	79	17	188	40

(注) 1) 親族などが契約した土地の一部を請負う事例を含む。

(出所) 筆者作成。

等分割方式であるとしている。これら60年以前の状況を示した先行研究の記述は、現代の契約内容よりも当時の地主の取り分が少なかったことを示している。

2. 分益小作制度の諸特徴

(1) 二つの分益小作の共通点

管理・分益契約と造成・分割契約の両者に共通する特徴として、いずれも栽培する作物（通常はココア）を地主側が指定しており、小作側がそれを栽培することが義務となっている点がある。ただし小作は、地主から指定された作物を生産してさえいれば、地主の土地の一部（通常はココア圃場の続きの土地）を使って他の食糧作物の生産を自由に行うことができる。食糧作物の品目は小作が選択でき、収穫した作物も多くの場合すべて小作のものとなる。このようにして小作が栽培した食糧作物は、自家消費用に供されるほか販売にまわすこともでき、その収入もすべて小作のものとなる。このように食糧作物栽培のための土地用益権とそこからの収穫物の処分権が小作に保証されている点は、村民が日雇い労働や請け負い労働、年契約労働などの他の労働契約よりも、管理・分益契約や造成・分割契約を選好する大きな理由の一つとなっている。

また土地を保有する「地主層」と土地を保有しない「小作層」の分離は必ずしも明確ではなく、地主層が例外なく経済的に豊かであるともかぎらない。土地を保有する自作農が、自分の保有地での農作業に加えて、他人の圃場で小作として働く事例は多い。さらに「地主」として小作を使用する人物が、同時に他の人物の「小作」として働くという事例もみられる（事例2—9）。加えて、地主層は必ずしも土地を豊富に保有する経済的に豊かな人物だけではなく、労働力の不足を補うためにやむをえず土地を小作に出している場合もある。例えば高齢化した農民や、夫と死別・離婚した女性農民など、十分な労働力をもたないために農作業を行えない農民層が、「地主」として土地

を小作に出す場合がこれにあたる。このようにガーナの地主・小作間の関係は、豊富に土地をもった裕福な地主層と土地なしで貧困な小作層の2極分化という図式でとらえることはできない。

(2) 造成・分割契約に固有の特徴

管理・分益契約と異なる造成・分割契約の重要な特徴の一つに、小作の土地用益権が長期的に安定していることがあげられる。この契約の当事者の説明および彼らが保管している契約書の内容を総合すると、地主が造成・分割契約を破棄できるのは以下の場合にかぎられている。すなわち、(1)植栽したココア樹がすべて枯れてしまった場合、(2)小作が土地を離れてココア圃場を放棄した場合、(3)小作がココアの収穫を盗んだ場合、(4)小作が邪術を行ったと認められる場合、である。したがってこれらのいわば特別な場合を除き、この契約でココア生産を行う小作は、長期間にわたって同じ土地で耕作を継続する用益権が保証されている。

これに関連した造成・分割契約のもう一つの特徴に、この契約で得た用益権が相続可能な点があげられる。管理・分益契約と異なり、造成・分割契約では小作本人が死亡した場合でも、その妻子や親族は集団として契約を引き継いで同じ土地での耕作を続けることができる(事例2—10)。あるいは小作が契約土地の一部分の用益権を妻子に贈与したり(事例2—11)、小作本人の死後に複数の親族が契約地を分割して相続し、相続した親族は以後個別に元の地主と契約関係を続けるということも行われている。すなわち造成・分割契約で得た土地の用益権は、期間限定的で個人的な権利ではなく、妻子や親族に相続が可能な資産(*agyapade*)としての価値をもっているのである。このような用益権の安定性ゆえに、農民は管理・分益契約よりも造成・分割契約を選好する傾向にある。

造成・分割契約における小作の土地用益権が長期的に安定した相続可能な資産としての性格を有していることは、農産物間の相対価格の変化と農民の作物選択行動の関係にも影響を与えていると考えられる。造成・分割契約で

は、ココア圃場が土地内に存在し小作がその管理を継続して行っているかぎり、小作の用益権は保証されその権利を相続することもできる。しかしココア樹がすべて枯れたり、小作がココア圃場の管理を長期間怠ったりしてココア圃場が維持されなくなったときは、小作は用益権を失う。したがって農民はたとえココアの相対価格が低下して他の作物を栽培した方が有利になったとしても、土地での用益権を維持するためにはココア圃場を放棄することはできないし、自分の意思で作目転換を行うことも不可能である⁹⁹⁾。したがって造成・分割契約が行われている圃場では、ココアの価格が他の農産品と比べて相対的に低下したとしても、それが作付け面積の減少にすぐには反映されにくいと考えられるのである⁹⁹⁾。

造成・分割契約は、比較的近年になってから活発に行われるようになってきた契約であり、土地なし層に安定的な土地用益権の取得や土地保有権の取得の機会⁹⁹⁾を与えている点で非常に重要な契約である。土地保有権を分割する造成・分割契約で最終的に保有権の分割が行われるのは、ココア圃場の造成が終わりココア樹が十分に成長した後であるから、土地保有権の取得までかなりの時間がかかる。しかしこの契約の場合、小作は土地保有権の取得のための資本がほとんど必要ない。小作は土地保有権の取得に際して土地代金を全く支払う必要がないか、あるいは契約開始時または土地保有権の分割時に少額の謝礼を支払うのみであり、資本の少ない土地なし層でも自らの労働力さえあれば将来土地保有権を取得できる。しかも実際に土地保有権の分割が行われるまでの間、小作は食糧作物栽培のための用益権が保証され、ココアの収益分割の利益にもあずかることができる。同様に収益やココア樹の分割を行う造成・分割契約の場合も、小作がいったん造成したココア圃場の用益権は、長期安定的でありかつ相続可能である。

このように造成・分割契約は、単に収益などの分割の割合を定めただけの分益小作とは異なり、小作の永続的な土地権利と強く結びついている。すなわちこの契約は、小作の土地用益権およびその権利の贈与・相続をココア樹が存在するかぎり保証するものである。同時に造成・分割契約は、土地保有

権の分割を行うことにより小作から自作農への転換の可能性を開くものでもある。

(3) 地主による小作の監視の強弱と収量過少申告

管理・分益契約と造成・分割契約の間に存在するもう一つの重要な相違に、地主による小作の監視の強弱、および農作業における両者の意思決定権の強弱がある。管理・分益契約の地主は多くの場合村に住む農民で、小作の労働に対する監視が強く、ココア生産のための農作業に関する決定はほとんど地主がぐだすことが多い。したがってココア生産に関する小作の決定権は限られており、この意味で小作の性質は分益を報酬とする農業雇用労働者に近くなっている²⁸⁾。他方、造成・分割契約における地主は村に居住しない不在地主が多い²⁹⁾ため、地主による小作の監視は弱く、実際の農作業におけるさまざまな決定はほとんど小作が行っている。

地主の小作に対する監視が弱いという事実を背景にして、造成・分割契約では小作の側が収量を地主に過少申告し、契約で合意された割合よりも自分の取り分を多くしている事例がかなり存在する³⁰⁾。造成・分割契約の地主が不在地主である場合、その地主たちはココアの収穫期にのみ小作を訪れて収穫を監視し、売却に際して自分の取り分を受け取ってまた村を去る。あるいは小作自身が不在地主の居住地に出向き、販売記録帳に記載された販売記録をもとに地主に取り分を手渡す。収穫の期間が長期にわたり、買付け会社へ

表2—10 地主として分益小作農を使用している農民の割合

	管理・分益契約		造成・分割契約	
	事例数	割合(%)	事例数	割合(%)
ベボアセ村 (N=87)	10	12	4	5
ナゴレ村 (N=152)	31	20	1	1
ジャハ村 (N=235)	16	7	9	4
計 (N=474)	57	12	14	3

(出所) 筆者作成。

の販売も数回に分けて行われるココア生産においては、不在地主自身が収穫作業を十分に監視することにはかなりの困難がともなう。このような状況のなか、地主は天候やココア樹の成長段階に応じて変化する収穫量に関する正確な情報をもっていない。そのため小作側は地主が村を訪れている間以外にも収穫を行ってその分を地主に報告しなかったり、販売記録帳に記録が残らないように現金でココアの代金の支払いを受けたり、地主に知られないよう遠方の買付け所にココアを持ち込んで売却したりして、「ごまかした」分を自分だけの取り分としている⁹⁹。したがって、実際に小作が取り分としている利益は、契約で合意している割合よりも（かなり）大きい（事例2—12）。

このように小作側の収量過少申告が広く行われている結果、造成・分割契約の実態は、小作の生産インセンティブと地主・小作間のリスクシェアリングの面で、分益小作制度と定額小作制度を合致させたような特徴を有するようになってきている。収益の分割に際して地主の監視が弱いために、小作は地主に支払う代金を、定額ではないにしろ契約で合意された割合よりは低く、地主が異議を申し立てない程度の金額に抑えることができる。その結果、そのような一定レベルの金額を地主に渡した後の収益はすべて小作のものとなり、小作側の生産インセンティブは十分にある。つまり要素投入量⁹⁹の増加の結果としての生産量の増加はそのまま小作の収入となるという意味で、これは定額小作制度の特徴を備えている。一方この契約は実態はどうであれ分益小作のたてまえであるから、不作の年などは地主の取り分を減らすことができ、リスク分散の意味では分益小作の特徴を備えたままとなっている。したがって造成・分割契約での小作側の収量過少申告は、この契約の実態を、分益小作制度における地主・小作間のリスクシェアリングと、定額小作制度における小作の生産インセンティブ増大の、二つの特徴を統合させたものにしていくといえる。

販売収益を分割する造成・分割契約の実態が、上記のように収量の過少申告によって小作に有利になっているため、ココア樹を分割する造成・分割契約の方は小作側にあまり選好されない。ココア樹を分割する造成・分割契約

で実際にココア樹が分割される時期は、ココア圃場の造成が完了しココア樹が十分に成長した後であり、通常造成開始から10年以上後になる。そのため実際に分割が行われるまでの期間は、地主と小作の間で収益の分割が（通常は2分の1ずつの割合で）行われている。仮にこの期間のココアの収益分割が契約で合意されたとおりに行われているとすると、労働を行う小作の側は収益を分割するよりも圃場にラインを引いてココア樹を分割する方を選好するはずである。なぜならココア樹の半分を地主と分割してしまえば作業を行うべき圃場面積も半分になり、半分の労働投入量だけで分割前と同じ収入が得られるからである。逆に地主側はココア樹を分割した場合、分割後には自分の取り分となった側の圃場での農作業は自分で（あるいは新たに農業雇用労働者などを雇って）行わなければならない。その結果地主側の粗収入は収益の分割をしていた時期と変わらず、労働負担や労賃負担だけが增加する。したがって地主側は、ココア樹の分割契約よりは、自分の労働負担なくして同じ収入の得られる収益のみの分割を選好するはずである。

しかし小作側の収量過少申告が広く行われている現状においては、ココア樹の分割を希望するのは地主側で、逆に小作側は収益の分割を行う状態の継続を希望する。収量の過少申告が一般的になっている状況下で収益の分割からココア樹の分割に移行することは、小作にとっては必要な労働力が以前より減少する一方で、それまで過少申告を行うことによって圃場全体から得られる収入の2分の1以上を手にしていたものが、2分の1ちょうどの収入しか得られなくなることをも意味するからである。したがって、農民は分割前の圃場の規模での労働がよほど過重でないかぎり、収入の減少（過少申告の規模によってはかなりの減少）につながるココア樹の分割は望まない。他方地主の側は、小作がこのような過少申告を行っていて自分が得ている収入が契約で合意した2分の1よりもかなり少ないと考える場合、新たに労働力を雇用するという代償を払っても圃場全体からの収益の2分の1を確保するために、圃場にラインを引いてココア樹を分割する契約を選好することになる。

(4) パトロン・クライアント関係と血縁・婚姻関係

地主と小作の間には、小作契約の内容を越えた形でのパトロン・クライアント関係があまりみられない。両者の信頼関係にもとづいて長期間契約が継続し、地主側は安定した労働力を得ると同時に小作の労働を監視・強制する取引費用を軽減することができ、一方小作側も安定的な土地用益権を得るとともに不作時などは地主の庇護を乞うことができるというような、両者の相互依存関係 (Platteau [1995, 767]) がガーナの分益小作契約では希薄である。この事実は、多くの管理・分益契約の継続期間が短期間であること、造成・分割契約では小作側の収量過少申告が一般的であるなど両者の信頼関係が薄いことなどに現れている。また農民が現金を必要とするときに借金を申し込む相手は、親族やココア買付け会社の買付け係などであり、地主から借金をするという事例はなかった。分益小作での地主・小作関係がパトロン・クライアント関係によって支えられるという傾向は、ガーナのココア生産では薄いと見える。

表2—11 分益小作契約のうち、血縁関係または婚姻関係にある者同士で行われている事例

	N =	事例数	割合 (%)
ベボアセ村			
管理・分益契約	24	7	29
造成・分割契約	21	8	38
合計	45	15	33
ナゴレ村			
管理・分益契約	78	29	37
造成・分割契約	52	8	15
合計	130	37	28
ジャハ村			
管理・分益契約	46	8	17
造成・分割契約	162	25	15
合計	208	33	16

(出所) 筆者作成。

小作契約が血縁関係や婚姻関係のある者同士で行われる事例は、少なからず存在する。地主・小作間にこのような関係がある場合、それは経済的他者同士の「契約」というよりも、土地保有者が将来の土地の贈与相続を前提として親族などに耕作を行わせているという側面が強い。例えば、父が息子に将来の土地贈与を前提としてココア圃場を造成させているような場合がこれにあたる。表2—11は、3カ村における分益小作契約の事例総数のうち、血縁関係や婚姻関係にある者同士での契約がどの程度あるかを示したものである。ベポアセ村では33%、ナゴレ村では28%、ジャハ村では16%が、血縁関係や婚姻関係のある者同士での小作契約であった。全体として大多数の小作契約は経済的他者同士の間で行われているが、小作関係と血縁・婚姻関係とが結びついている事例も決して少数ではないことがわかる。ただし表のなかにはかなりの遠縁も含まれており、地主・小作間に血縁関係があるからといって、すべてが将来の土地の贈与相続に結びつく事例であるとはかぎらない²⁷⁾。

(5) 小作と地主双方にとっての分益小作制度のメリット

これまで述べてきたように、ガーナのココア生産における分益小作制度には、(1)小作の食糧作物生産のための土地が保証されること、(2)造成・分割契約においては小作の土地用益権が長期安定的で相続可能であること、(3)造成・分割契約は土地なし小作が土地保有者になる可能性を開いていること、(4)小作側の収量過少申告が一般的になっている造成・分割契約では、リスクシェアリングの機能を残しつつ小作の生産インセンティブが増大すること、などの特徴がある。これらの諸特徴はいずれも、小作側が日雇い労働や請負い労働、年契約労働などの他の労働契約よりも分益小作制を選好する大きな理由となっている。

他方上記のような分益小作契約は、地主側のさまざまな事情と需要にも対応している。まずすでにココア圃場を保有する人物が何らかの理由で労働力不足の状態にある場合には、管理・分益契約が採用される。典型的な例は、

一定面積のココア圃場を造成した自作農が、さらにその面積の拡大をはかる場合である。この場合、自作農自身は新しい圃場の造成に自己の労働力を投入し、すでに造成してあるココア圃場での農作業には小作を使うことによって圃場の拡大作業にともなう労働力不足を補う。そのほか、自らは農作業ができなくなった高齢者や、家事育児および商業活動などで農作業を十分に行えない女性などにも、管理・分益契約は利用される。

管理・分益契約は、通常は土地を保有する自作農と小作の間で行われる。しかし、この契約が造成・分割契約を行っている小作によって採用されて、又小作の形態をとる場合もある（事例2—13）。このような形態は、造成・分割契約で地主から割り当てられた土地が大きいと、造成・分割契約の小作がすべての農作業を独力では行えなくなった場合に多く採用される。したがって労働力不足を補うために圃場の一部を委託する形をとる管理・分益契約は、自作農のみならず造成・分割契約で小作を行う農民にも採用されている。

分益小作契約の採用は、移住農民の出生地への帰郷志向とも関連している。調査を行った3カ村のように他の地域からの移住民で構成されている村の農民は、ココア栽培で得た利益を自分の出身地での家の建築や子女教育などに投資し、引退後には出身地に帰郷して余生を送るというライフサイクルを送る者が多い²⁸。そのような帰郷に際して、農民はすでに造成してあるココア圃場を管理・分益契約で小作に委託し、土地保有権を保持したまま引退後もココア生産から一定の収入を得る、という方策をとる。この場合、地主は自分の造成したココア圃場の状態や収穫量を熟知しているため、収量に関する地主・小作間での情報の偏在がなく、小作が収量の過少申告を行える可能性は非常に小さくなる。

また高齢化した自作農が上記のような帰郷を考える時期にさしかかっている場合は、彼が若い頃に造成したココア圃場も高齢化していることも多い。そのような場合には、造成・分割契約で小作の労働力を使うことによって、新しいココア圃場を造成する選択がなされる。先述したような理由から、造

成・分割契約は小作の側から最も好まれる契約形態である。一方、移住地から出身地への帰郷と引退を考慮している地主にとっても、老齢化したココア圃場に代わる新たなココア圃場の造成を、自ら労働投入することなく行うことができる造成・分割契約は、最も望ましい契約であるといえる。このように移住地でのココア生産の第一線から退き出身地に戻るいわば「引退自作農」にとっても、二つのタイプの分益小作契約は都合のよい契約となっている。

地主が他の職業に就いていて農作業を行わなかったり、あるいはもともと村外に住む不在地主である場合には、造成・分割契約が選択される。教師やココア買付け会社の職員など村に数年滞在した経験のある人物のなかには、その村で土地を購入し、造成・分割契約で小作にココア圃場を造成させる人物がいる。また移住第一世代の土地保有者が死亡した後、村に居住した経験のない親族などが村周辺の土地を相続することがある。そのような人物は通常すでに他の地域に生活の基盤が確立されているため、土地の相続を理由に村に移住してきて農業を開始することはまれである。また農作業の監視も十分にできないため、農業雇用労働者を使つての圃場経営も難しい²⁹⁾。したがって新たに相続した土地の有効利用を行うためには、造成・分割契約を採用することになる。

以上述べてきたように、ガーナのココア生産で行われている分益小作契約は、小作と地主双方にとって有益な内容を含んでいる。小作にとってこの契約は、食糧作物の生産が保証されるという付加的なインセンティブをもつ。また造成・分割契約では、小作の土地用益権は長期安定的で相続可能な資産としての価値をもつ。さらに造成・分割契約では、地主の監視が弱いため、事実上は要素投入量を増加させればその分小作の収益が増加するというインセンティブもある。他方地主側にとって分益小作契約は、地主個人々の事情に応じて適当な契約内容を選択できる形になっている。経営面積の拡大を目指す自作農は、不足する労働力を管理・分益契約によって補填する。引退して出身地に帰郷する自作農は、土地保有権を保持したまま将来も一定の収入

を確保できるように、管理・分益契約または造成・分割契約によってココア圃場を維持する。村に居住しない不在地主たちは、造成・分割契約によって自ら労働することなくココア圃場を保持し、一定の収益を手にする。このように異なるタイプの分益小作契約は、小作にさまざまなインセンティブを与えつつ、地主側のさまざまな事情に合致した形態をとっている。

3. 分益小作制度が採用される理由

調査した3カ村では、小作から一定額の地代を徴収する定額小作制度や、固定賃金によって農業雇用労働者を恒常的に雇用する形態は、非常にまれである。他方で上述した分益小作契約は、頻繁に採用されている。ガーナのココア生産においてはなぜこのように、定額小作制度や固定賃金制度よりも分益小作制度が採用されるのであろうか⁹⁰。

村に住む自作農地主が経営面積の拡大などにもなう労働力不足を補う目的で採用することの多い管理・分益契約では、小作に対する労働の監視・強制は比較的容易である。小作の監視が十分に行える状況下で地主側が選好する契約形態は、要素投入増に対するリターン⁹¹（収益）がすべて地主に還元される、固定賃金制であろう。しかし雇用される側にとっては、分益小作契約を行った場合の方が、食糧作物生産のための土地用益権の保証や土地用益権の長期安定などのメリットがはるかに大きい。一方定額小作制度が採用された場合は、天候状況による生産量の変化や実質生産者価格の変化（第1章の図1-3、図1-4を参照）などのリスクを小作側がすべて負うことになる。したがってそのような不確定要因による収益変動のリスクの大きいココア生産⁹²において、小作は地主とリスクシェアリングを行うことのできる分益小作制度を選好すると考えられる。

このように地主・小作双方が異なる契約内容を選好する場合、契約の内容は両者の相対的なバーゲニングパワーの強弱によって決定されると考えられる。したがって地主のバーゲニングパワーが相対的に強い場合は固定賃金制

が選択され、逆に雇用される側のバーゲニングパワーが強い場合は分益小作制が採用される。一般にガーナ南部の農村地帯においては農業生産のための労働力が不足しており、また労働力移動が活発であるため⁸³、雇用される側の他の就労機会（選択の機会）は大きい。したがって契約内容の選択に際しての雇用される側のバーゲニングパワーが比較的強く、小作にとってメリットの少ない固定賃金制は選択されず、分益小作が採用される。ただし新規に移住してきたばかりの農業雇用労働者は、村に知人や親族がおらず、したがって生活の基盤が全くない状況にあり、契約内容の選択に関してバーゲニングパワーも弱い。そのような場合に雇用される側は、条件が悪くても固定賃金制である年契約労働者としての契約を選択せざるをえない。しかしそのような年契約労働者も、ほとんどは数年のうちにより条件のよい分益小作契約を新たに結び、分益小作農に移行していく。前節で述べたように、年契約労働者の事例が非常に少なく、この契約に従事するのが移住して間もないごく少数の移民者に限られている事実は、雇用される側のバーゲニングパワーが相対的に弱い場合にのみ固定賃金制が採用されることを裏付けているといえよう⁸⁴。

一方、造成・分割契約は不在地主との間で契約されることが多く、地主は小作の労働を十分に監視・強制することができない。また地主・小作間のパトロン・クライアント的な信頼関係により地主が監視・強制の費用を負う必要がない、という状況にもない。したがってこのような状況下で固定賃金制が採用された場合、労働者の行動を監視強制するコストが大きいため、地主側は固定賃金制を選好しない。また、契約が定額現金地代を支払う定額小作制度の形態をとった場合、地主側は実際の農作業の内容や生産量についての情報をもちえず、また国内のインフレ進行が急速でかつココアの生産者価格も頻繁に変化していくなどの状況のなかで、毎年地代を決定するための情報のコストや契約合意のためのコストが地主側にとって大きい。つまり地主側には、監視・強制の費用を少なくしつつ小作のインセンティブを高めて収益を増大する必要があるが、だからといって監視・強制の費用の少ない定額地

代の定額小作制を採用した場合には、地代の決定にともなう取引費用が大きくなるというジレンマがある。

ただし地主側の地代決定に関する取引費用の問題は、定量現物地代による支払いによって解決されるから、地主側には定量現物地代の定額小作制という選択肢が残る。しかし、定量現物地代による定額小作は、生産量変化にともなうリスクが小作側にとって大きい。先述したように、小作側に他の契約選択の機会が広くかつ小作なしで不在地主は土地の有効利用ができないという、小作の側のバーゲニングパワーが相対的に強い状況下では、小作側に不利な定量現物地代による定額小作は選択されない。一方小作側は、上記のような現状すなわち、(1)地主にとって契約の監視・強制の費用が大きい、(2)地主にとって定額現金地代を決定する取引費用が大きい、(3)契約内容の選択に際して小作の側のバーゲニングパワーが強い、という事実を背景に、収量の過少申告によって実質的に定額小作制に近い実態を作り出して自己の収益を増大しながら、分益小作のリスクシェアリングのメリットは保持するという、有利な状況を作り出すことができるのである。

Hayami and Otuka [1993, 172] は、契約強制の費用が大きかつ小作がリスク回避的である場合は分益小作が選択されるとしている。ガーナの事例では、地主が不在地主でありしたがって契約強制の費用が大きい造成・分割契約の事例がこれに該当する。ガーナのココア生産で、地主の監視が弱い造成・分割契約が定額小作契約に取って代わられないのは、(1)定額現金地代による定額小作制度を採用した場合、収量に関する情報の偏在や天候および国内の価格状況の変化などの不確定要因も大きいことから、地代の決定にかかわる取引費用やリスクが地主側にとって大きいこと、(2)定量現物地代による定額小作制度は小作側のリスクが大きく、契約選択においてバーゲニングパワーの大きい小作側がこれを選択しないこと、などの理由があるためと考えられる。

このようにガーナのココア生産における生産契約の選択に際しては、情報の偏在やさまざまな取引費用の存在とともに、地主・小作間のバーゲニング

パワーも重要な役割を果たしている。

むすび

以上本章では、ガーナのココア生産における労働に焦点を当てて分析してきた。まず第1節では、さまざまな農作業の内容を記述するとともに、それぞれの農作業でいかなる労働力が使用されているかを分析した。その結果、夫・妻・子供などの家族労働力が労働力源の中心をなし、それを補完する形で特定の農作業には農業雇用労働力や共同労働などが使用されていること、農作業における明確で排他的な性別分業は行われていないこと、などが明らかになった。次に第2節では、ココア生産において頻繁に行われている分益小作についてその内容と意味を明らかにした。この節では、先行研究においては一括して扱われることの多かった分益小作の内容を、実態に応じて管理・分益契約と造成・分割契約の二つに分類してその内容を分析した。その結果これらの契約が、地主と小作の双方がおかれているさまざまな社会経済状況やライフサイクルに合致した柔軟な形態をとっていることが明らかになった。以下ではこれらの事実をふまえながら、ココア生産における無償の労働交換と農業雇用労働の関係、および労働供給側のライフサイクルと労働契約の変遷について述べ、本章のまとめとする。

第1節でみたように、ガーナのココア生産においては、賃報酬をとまわらない労働交換（共同労働）と農業雇用労働の二つが、農作業の内容や個々人の需要に応じて共存している状態になっている。賃報酬をとまわらない共同労働が使用されるのは、いずれも軽労働で短時間で終了する性質のものであり、かつ短時間集中的な労働力を必要とする作業である。一方賃報酬をとまわらない労働は、開墾作業や除草など重労働によく使用されている。共同労働と賃労働は、このように農作業の性質に応じて使い分けられている。賃報酬をとまわらない労働交換が農業雇用労働によって駆逐されるというような事態

は現時点では観察されないし、将来も少なくとも短期的には起こりにくいであろう。また賃報酬をとまわずかつタイトな組織原理をもつ労働交換グループのノボアが、農業雇用労働で報酬を得るための機能も果たしているという事実も、一見すると共同労働が農業雇用労働に変換してきたようにもみえる。しかしこの場合も、賃収入はあくまでグループ外部から得られているのであり、メンバー間では賃報酬をとまわらない労働交換を行うという原理は保持されている。したがってこの例も、メンバー内部の労働交換には賃報酬を行わないという原理を変えないまま、一部のメンバーの現金収入の需要に応じて労働力の提供先を柔軟に変えてきたと理解するのが適当であろう。このようにガーナのココア生産における、賃報酬をとまわらない労働交換と農業雇用労働の二つの労働形態は、一方が他方にとって代わるという関係ではなく、むしろ両者が農作業の内容や個々の農民の事情に応じて共存している形態をとっているといえる。

個々の農民の事情と使用される労働力の関係を考える際に重要なもう一つの要因に、農民のライフサイクルがある。農民は個人のライフサイクルの段階に応じて、異なる農業雇用労働の形態や分益小作契約を採用する。例えば村に何の基盤も身よりも無い移住農業労働者は、まず賃金は安いが当面の生活が保証される年契約労働や、季節的な需要の大きい日雇い労働などに従事する。その後村の事情やココア生産について習熟してくるにつれ、より条件のよい管理・分益契約や造成・分割契約などに移行していく。そのようにして移住した村での基盤を構築した者は、後にココア生産からの収益を利用して土地を購入して自作農となったり⁸⁹、造成・分割契約によって安定的な土地用益権を獲得していくのである（事例2—14、2—15）。あるいは土地を保有しない若年層の農民は、当初は農業雇用労働や管理・分益契約などによって収入を得る労働力の供給側にあるが、やがて親族からの土地贈与や相続を受け土地保有者となって労働力を需要する側が変わったり、あるいは造成・分割契約によってより安定した土地用益権を取得するようになったりする（事例2—16）。このようにガーナのココア生産においては、労働力を需要す

る側である土地保有者層と、供給する側である農業雇用労働者・小作層の区別は固定的ではない。労働力の供給者側である土地なし農民も、そのライフサイクルの段階が進むにつれ土地保有者あるいは安定的な土地用益権をもつ農民となり、労働力の需要側に転換しうる性質をもっているのである。

<事例>

事例2-1：ンノボア共同労働グループを現金稼得の手段として使用する事例①

アサレ（男、22歳、ジャハ村）は、男4人で構成するンノボア共同労働グループのメンバーである。彼は母方祖母から土地を借りて1992年から食糧作物を作っているが、その圃場での労働は自分で行い、ンノボア共同労働グループの労働力は他人の圃場での請負い労働に使用してその報酬を全額自分のものとしている。

事例2-2：ンノボア共同労働グループを現金稼得の手段として使用する事例②

エマニュエル（男、25歳、ジャハ村）は、もう一人の男性とンノボア共同労働グループを作っている。しかし、2人はンノボアの労働力を自分の耕作地での農作業には使わず、もっぱら他人の圃場での請負い労働によって現金収入を得るために使用している。契約を取ってくるのはそれぞれ個人の責任で、契約を取ってきた方がその賃金を全額受け取ることになっている。

事例2-3：管理・分益契約

アベナ（女、70歳、ベボアセ村）は、夫から生前贈与されたココア圃場を保有しており、そこで管理・分益契約の小作を使っている。収益の分割方法は、地主が3分の2をとる3分割方式である。この契約で小作が行うのは、除草、薬剤噴霧、および一連の収穫作業である。これらの農作業で小作が農業雇用労働者を雇用した場合、その費用は小作が負担する。薬剤噴霧にあたっての農薬購入代は、地主であるアベナの負担となる。またアベナは小作に住む場所を提供している。小作は上記の労働のほかにアベナの食糧作物圃場での農

作業も行うが、この労働に対しては別途賃金が支払われる。

事例2—4：ココアの収穫を分割する造成・分割契約

クワク（男、49歳？、ジャハ村）は、1957年頃にココアの収穫を分割する造成・分割契約を始め、現在もこれを継続している。地主とクワクはこの契約の内容を89年に書類にしており、その内容は次のとおりである。(1)造成された圃場内の、ココアと油椰子の収穫物は両者が等分する。(2)食糧作物については、3分の2をクワクの取り分とする。(3)クワクは、土地（圃場）を売却したり質入れしたりできない。(4)クワクが収穫物を盗んだ（ごまかした）場合には、地主はこの契約を破棄できる。(5)ココアや油椰子の樹が枯れた場合には、土地は地主に返還される。クワクによれば、上記(2)の食糧作物の分割は実際には行われておらず、クワクがすべての食糧作物を自分のものとしているという。またクワク自身は、収穫物だけでなく将来ココア樹の分割についても地主と合意しているとしているが、これについては契約書には何も記載されていない。

事例2—5：ココア樹を分割する造成・分割契約

アモアコ（男、60歳、ジャハ村）は、1977年から造成・分割契約を行っており、契約書も交わしている。契約書に記載されている内容は以下のようになっている。(1)この契約でココア樹(“cocoa trees”)は等分割するが、土地自体は地主保有の資産(“bona fide property”)である。(2)食糧作物については、トウモロコシを地主・小作間で等分し、他の作物はすべてアモアコの取り分とする。(3)土地内にあるマホガニーなどの樹木は地主の承諾なく伐採してはならない。(4)アモアコが土地を放棄したり、ココアを盗んだり、ココア樹が枯れたりしないかぎり、この契約は継続し、アモアコの相続者にも受け継ぐことができる。

事例2—6：土地保有権を分割する造成・分割契約

ジョセフ（男、40歳、ジャハ村）とクワベナ（男、57歳、ジャハ村）の兄弟は、共同で1979年から地主と造成・分割契約を結び、96年までに約12ヘクタールのココア圃場を造成した。彼ら兄弟はこのココア圃場を96年に地主と等分し、彼らの取り分約6ヘクタールをさらに2人で等分して、それぞれ約3ヘクタールのココア圃場を取得した。土地保有権の分割に際しては書類を作成し、

それには、(1)分割して上記兄弟のものとなった部分の土地については、もとの地主の親族は保有権を主張できないこと、(2)兄弟の取り分となったココア圃場は、仮にココア樹が枯れた場合でも兄弟の保有資産(“bona fide property”)であること、などが明記されている。

事例2—7：造成・分割契約の内容の曖昧さ

ジョン(男, 56歳, 地主, ジャハ村)とコジョ(男, 45歳, 小作, ジャハ村)は、造成・分割契約を結んでいる。この契約で小作は1977年頃からココア圃場の造成を始め、現在は成長したココア圃場の管理収穫を行って収益を地主と等分している。造成開始から20年あまりたった現在も、両者は契約書を作成していない。2人に個別に聞き取りを行ったところ、小作はこの契約を将来土地保有権を分割することを前提としたものと理解しているのに対し、地主は収益のみの分割で土地保有権を分割するつもりはないと主張した。

事例2—8：造成・分割契約でのトラブル

アベナ(女, 34歳, ナゴレ村)は、造成・分割契約を結んで圃場の造成を始めたが、地主が彼女の仕事に満足しなかったためこの契約は地主側から途中で破棄された。彼女は契約開始時に2万5000セディを地主に払っており、契約破棄後はこの代金は返却される約束であったが、彼女はまだ受け取っていない。契約が破棄されたため、彼女は造成した圃場にココアは植えていないが、すでに植えてある食糧作物は自分で収穫している。

クワシ(男, 52歳, ジャハ村)は、1976年から造成・分割契約でココア圃場の造成を開始した。しかし契約時点での土地の実際の保有者は契約した人物の父であり、契約した人物は父の死後にその土地が自分に相続されると仮定してこの契約を小作と結んでいた。しかし実際その父が81年に死亡すると、小作がココア圃場を造成した部分の土地は他の人が相続し、契約した地主は別の場所の土地を相続した。このため小作はそれまで造成した圃場を手放し、契約した地主が相続した別の土地でのココア造成を最初からやり直さなければならなかった。

事例2—9：地主が同時に小作も行う事例

アジェイ(男, 76歳, ベボアセ村)は6片のココア圃場をもっており、そのうち1片は造成・分割契約の小作に、2片は管理・分益契約の小作2人に農

作業を行わせており、残る3片は自分で農作業を行っている。彼はこの他に
ある人物と造成・分割契約を結んでおり、その土地で自分が小作となってコ
コア圃場を造成している。したがって彼は、地主であり、自作農であり、同
時に小作でもある。

事例2—10：造成・分割契約の土地用益権の相続

アサレ（男、55歳、ジャハ村）の兄は生前に造成・分割契約でココア圃場の
造成を行っていたが、1993年に死亡したため、アサレがその契約を受け継い
だ。契約土地は比較的大きな土地だったので、兄がすでに造成していたココ
ア圃場の管理は現在アサレ自身が行い、その他の未開墾の土地は兄の子供た
ちがどこでも圃場の造成を行えることとして、アサレ自身は全体の統括をす
る役目を担う取り決めを行った。現在この契約土地内では計8人の親族が耕
作を行っている。

事例2—11：造成・分割契約の土地用益権の贈与

アマ（女、55歳、ジャハ村）は、夫が契約した造成・分割契約の土地で夫と
ともにココア圃場の造成を行い、1993年に造成したココア圃場の一部を夫か
ら贈与された。アマは贈与に際して夫に酒を献上する儀礼を行って、この贈
与を確認した。ただし土地の保有権は地主にあり、契約者は夫本人のまま
であるため、贈与されたのは土地の用益権のみである。したがってアマは土地
を売却することはできないが、用益権を自分の子などに相続させることはで
きる。

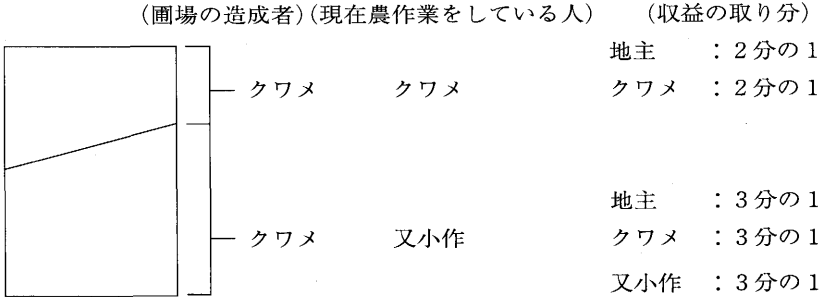
事例2—12：造成・分割契約での小作の過少申告

地主のジョン（男、56歳、ジャハ村）は、ジャハ村の小中学校の校長をして
いる。彼は、1974年にジャハ村に赴任していたときに村近辺の土地を購入し、
77年からコジョ（男、45歳、ジャハ村）と収益等分の造成・分割契約を結び、
現在に至っている。このココア圃場からの収穫量について、両者から個別に
聞き取りを行ったところ、小作側は合計16袋（1袋は64キログラム）と回答し
たが、地主側は自分の取り分は6袋であったと回答した。

事例2—13：又小作

クワメ（男、47歳、ジャハ村）は、ある地主と1966年から造成・分割契約

(収益のみの分割) を結んでココア生産を行っている。90年以降、クワメは地主の合意のもとに、自分が造成したココア圃場の一部での農作業を、又小作に管理・分益契約で行わせている。そしてその圃場の部分からの収益は、地主、クワメ、又小作の3人で等分している。



事例2—14：年契約労働者から始めて土地保有者にまでなった北部出身者

ブカリ (男, 52歳, ナゴレ村) は, ガーナ北部出身のフラフラ人で, 1958年頃ナゴレ村に came。村に来て当初は年契約労働者として6年間働き, その後近隣の村に住む地主と造成・分割契約を結んでココア圃場の造成を始め, 契約開始後12年目にそのココア圃場を分割して, その土地の保有権を得た。これ以外にも, 彼は年契約労働者時代の賃金を使ってニナヒン首長から66年に土地を購入している。

事例2—15：農業雇用労働者から造成・分割契約を始めた人

ヤオ (男, 22歳, アサンテ人, ナゴレ村) は, ナゴレ村に親類も友人もいなかったが, ココア収穫期に農業雇用労働者としての働き口があると聞いて, 1995年に村に came。初めの7カ月間, 彼は農業雇用労働者として日雇い労働や請負い労働をしていたが, その間に造成・分割契約を希望する地主をみつけ, 96年に契約を開始した。契約内容は地主の希望で細かく, (1)6年間でココア圃場造成を完成し, (2)その後5年間のココアの収穫はヤオの所有とするが, この間毎年3回の薬剤散布を行うこと (薬剤購入費は地主の負担), (3)契約開始後11年目に土地保有権の分割を行うこと, などが契約書に明記されている。

事例2—16：ライフサイクルの段階に応じた契約内容の変化

フランス（男，35歳，ジャハ村）は，1991年以降3人の地主と造成・分割契約を結んで，ココア，油椰子，柑橘類の圃場の造成を行っている。彼は造成・分割契約を始める前は管理・分益契約のみを行っていたが，現在は管理・分益契約を行っていない。なぜ管理・分益契約をやめて造成・分割契約を始めたのか，の問いに対する彼の説明は，結婚して子供ができたので，妻子に“*agyapade*”（相続可能な資産）として圃場を残せるようにするため，とのことであった。

〔注〕

- (1) ガーナのココア生産における分益小作は，不足する労働力を調達するための労働契約という側面と，土地用益権を取得するための土地契約という側面の，二つを含んでいる。本書では全体の構成の都合上，労働を扱う第2章のなかに分益小作の節をもうけたが，筆者が分益小作を単なる労働力調達のための契約と考えているわけではない。
- (2) 経済学の視点から分益小作を分析した最近の研究の一例としては，Hayami and Otsuka [1993] をあげることができる。一方，マルクシスト政治経済学の視点からの分析としては，Byres [1983] および Bhaduri [1986] などがある。
実態調査にもとづく分益小作の研究は，アジア諸国については非常に盛んであるが，アフリカ諸国については研究蓄積が少ない。アフリカ諸国における分益小作についての研究の貴重な例として，Robertson [1987] がある。
- (3) 第2節で詳しく分析する分益小作契約にもとづく小作の労働力も，地主からみれば，ココア生産に必要な労働力の一つととらえることができる。しかし後述するように，小作の側に農業経営に関する一定の独立性が認められており，必要な労働力の調達は小作側の責任であることから，他の3種類の労働力とは分けて取り扱う必要がある。
- (4) 姉妹の子（オイ・メイ）は，表2—3から表2—5では「その他」に分類されている。
- (5) ベボアセ村では，日雇い労働の賃金相場を村の長老会議が決定していた。
- (6) *ahama* 1単位の長さは，両手を広げた幅（*abasa*，約180センチメートル）をもとに決められる。*abasa* 何単位で1 *ahama* とするかにはバリエーションがあるが，12または24単位で1 *ahama* とすることが多い。
- (7) 年契約労働者の賃金は，年間15万セディ前後である。
- (8) ただし村民によれば，この2カ村周辺でも年契約労働の契約は行われているという。
- (9) 明確なメンバーシップと等価の労働交換を原則とするンノボア共同労働と，一

時的で緩やかな組織原理を特徴とする収穫共同労働は、Swindell [1985, 130-132] がいうところの“exchange labour”と“festive labour”の特徴にそれぞれ概ね一致する。

- (10) 共同労働グループがこのような現金稼得の機能を備えている例は、Geschiere [1995] がカメルーン東南部でのココア・コーヒー生産の事例のなかでも報告している。
- (11) このような事例は、3カ村のなかで1例だけ観察された(事例2—2)。ただし、このようにメンバーがグループの労働力を自分の圃場を使用しない場合は、「労働交換」ではなく賃報酬を目的とした単なる労働力のプールと考えるべきであり、等価な労働交換を原理とする共同労働グループとしてのノボアとは分ける必要がある。
- (12) 単位面積当たりの労働力源別労働投入量を調査していないので、断定はできない。
- (13) 例えば、Robertson [1982]、および、Arhin [1986]。
- (14) この二つの種類の分益小作契約は農民も明確に区別しているが、そのアカン語表現は調査村ごとあるいはエスニックグループごとに異なる。ペポアセ村では、管理・分益契約を *abusa*、造成・分割契約を *abunu* と表現することが多い。ナゴレ村およびジャハ村では、管理・分益契約を *shwesoo* (圃場を「管理する」の意)、造成・分割契約を *yemiyenkye* (“do and let’s share/divide”の意) と呼ぶ。またジャハ村のファンテ人は、管理・分益契約を *abehyem* (語源は不明) とも呼ぶ。
- (15) ただし植栽するココアの種類と薬剤噴霧に関しては地主が決定する場合があり、その場合は費用も少なくとも一部を地主が負担する。
- (16) 分益小作を収穫物を分割する“sharecropping”として狭くとらえた場合、収益(収穫)以外のココア樹や土地保有権を分割する場合もある造成・分割契約が、sharecropping であるかどうかは、議論の余地があるところであろう。したがって、ガーナのココア生産における分益小作は、より広い意味での“share contracts”としてとらえるべきである。
- (17) ココア圃場の造成の初期の段階で栽培される食糧作物も、分割の対象となっている場合もある。食糧作物の分割割合については一定の傾向はみられず、個々の契約や食糧作物の種類によって多様である。また造成・分割契約は、油椰子や柑橘類などココア以外の樹木作物でも使われる。
- (18) 造成・分割契約の地主が死亡したため、小作が地主の土地を事実上自分の保有にってしまった、という事例もジャハ村にあった。この事例では、地主の死亡後その親族がジャハ村を訪れて村長に故人の土地のことにについて尋ねたが、村長はそのような土地は存在しないと回答して親族を帰したため、この小作が事実上当該土地の保有者になることができたという。
- (19) ただし、除草回数を減らしたり薬剤散布を行わないなどの方策でココア圃場が全滅しない程度に資本・労働投入の量を減じ、その分を他作物の生産や農外活動

- へシフトさせることは可能である。
- (20) また、樹木作物であり将来にわたって長期的な利益を生むココア樹を切り倒して作目転換を行うことは、小作側だけでなく地主側にとってもコストとリスクが大きい。
- (21) ただし先述のように、地主・小作間で契約の最終的な帰結に関しての合意が曖昧な事例があることから、このような場合の小作の土地保有権取得の可能性は必ずしも確実でない。
- (22) ただし、食糧作物生産に関しては、小作は独立した意思決定を行っている。
- (23) 表2-9、2-10にみるように、村内に居住する造成・分割契約の地主の数は、造成・分割契約の小作の数に比べ非常に少ない。村内居住の地主が雇用する小作の数は1人か2人がほとんどである(表2-7)。したがって、造成・分割契約の地主の大多数は村外居住の不在地主であることがわかる。
- (24) ジャハ村在住の調査助手によれば、過少申告の程度はまちまちだが、ほぼ全員の小作が過少申告によって自分の取り分を契約より多くしているだろう、とのことであった。
- (25) 地主側も、このようなごまかしを防ぐために、さまざまな方策をとっている。例えば、ココア買付け会社の買付け係に頼んで農民の販売量をチェックさせたり、小作が買付け所に持ち込んだココアのうちの地主の取り分を地主名義の小切手で発行させたり、あるいはその農民のココアの収穫作業を手伝わせる「スパイ」を村民のなかに雇って収穫量をチェックさせたり、ということが行われている。これらはいずれも、造成・分割契約における契約履行の強制のための費用(取引費用)が大きいことを示している。
- (26) ココアの生産量増加に結びつく要素投入には、労働力投入のほか、薬剤噴霧や高収量品種の苗の使用などがある。
- (27) Amanor [1999, 105] は、南部ガーナの一農村における実態調査から、親族間で分益小作契約が行われる背景として、土地が希少化しているなかで、ある親族構成員が樹木作物を植栽することは、特定個人が長年にわたって土地を利用し他の親族のその土地へのアクセスを制限することであり、これに対する一種の埋め合わせとして親族の長に一定割合の収益が支払われる、という側面があることを指摘している。
- (28) Middleton [1979] は、移住民にとっての“hometown”の重要性を、アクアピン地域のアクロボン(Akropong)を事例に論じている。
- (29) 雇用者の監視が十分でない場合、農業労働者側にはサボタージュのインセンティブが大きいためである。
- (30) 同様の問題意識にもとづいてガーナのココア生産における分益小作制を、取引費用の大小やリスクシェアリングの視点から論じたものに、Boadu [1992] がある。しかしこの論文は1950~60年代に行われた人類学者らの調査結果をもとにしているため、現代の分益小作の実態を反映していないなどいくつかの問題点があ

る。

- (31) ココアの生産量は、気候や土壌などの外的条件のほか、圃場管理の状態によって大きく左右される (Williams et al. [1980, 51-60])。具体的には、純正な高収量品種の植栽、十分な除草、剪定、病虫害防除のための薬剤噴霧を行うことによって、生産量は増大し、またココア樹の寿命も長くなる。
- (32) ココアの生産量は、毎年の雨量の変動にも大きく影響される (EIU [1989,3])。ガーナのココア生産も例外ではなく、例えば1985/86年度から94/95年度までの各年の生産量は、雨量の影響を受けて18万8000トン (87/88年度) から31万2000トン (92/93年度) の間で毎年かなり変動している。
- (33) 調査村に住む15歳以上の住民のうち、村外生まれの人の割合は、ベボアセ村が74%、ナゴレ村が90%、ジャハ村が91%であった。一方、1984年の人口センサスによれば、国外および国内の他州から移住してきた農村人口の総数は、約122万人である。ガーナの総人口は、同年時点で約1230万人、うち農村総人口は約836万人であるから、農村人口の14.6%は州外からの移住民ということになる (Republic of Ghana [1987,1,38])。
- (34) 南部アサンテ地方のココア生産を歴史的に分析した Austin [1987] は、この地方では年契約労働の利用から分益小作の利用へのシフトが1930年代から顕著になり、その背景には北部からの移動労働者達のバーゲニングパワーが強まった事実がある、と主張している。
- (35) Nyanteng [1978] は、このように移民者が当初労働力を供給する側として機能したあと、数年後には圃場保有者となって労働力を需要する側に変わることを、「労働力の変態 “labour metamorphosis”」と呼んでいる。そして、この現象により、供給される労働力の減少と労働力の需要増加が同時に発生していることが、ガーナ南部の農村地帯における労働力不足の一因になっているとしている。